

氏名（本籍）	チョウ カ 張 化 [中国]
学位の種類	博士（学術）
学位記番号	甲第 93 号
学位授与年月日	平成 24 年 3 月 23 日
学位授与の要件	広島市立大学大学院学則第 35 条第 2 項及び学位規程第 3 条第 2 項の規定による
学位論文題目	中国会計制度・実務への国際会計基準（IFRS）適用に関する研究
論文審査委員	主 査 准教授 潮 崎 智 美 委 員 教 授 大東和 武 司 委 員 教 授 二 村 英 夫 委 員 教 授 徳 賀 芳 弘（京都大学）

論文内容の要旨

国際会計基準審議会（IASB）が会計領域における国際ルールの形成主体として認められてきたのと同時に、IASB の作成する国際会計基準（IFRS）がグローバル・スタンダードとして認められてきたことから、IFRS の普及が世界的に進行している。このような現状を背景として、本論文は、アジアおよび新興国の代表国のひとつとして中国を取り上げ、中国が本格的に IFRS の導入に取り組んだ 2007 年の「中国新会計準則」の施行以降の制度の適用・実施過程に焦点を当て、中国の会計制度および会計実務への IFRS 適用の現状と問題点を体系的に分析しようとしたものである。

これまでの中国への IFRS 適用に関する研究は、主に、中国のみを取り扱う国別研究や IFRS との比較研究がほとんどであり、複数の先進諸国を含めて受け入れの側から IFRS 適用の方法や対象を分析した包括的な比較研究は少ない。また、会計制度の分析において、会計基準設定主体と会計基準という組織と規範に区分し、それを統合した形で中国の IFRS 適用を分析した先行研究はあまりない。さらに、会計実務の研究については 2006 年以前を分析対象期間とする研究がほとんどであり、2007 年の中国新会計準則適用が会計制度ならびに会計実務にどのような影響を及ぼしたのかを包括的に分析した研究はほとんど存在しない。本論文は、このような先行研究の現状を踏まえた新たな試みである。

本論文の構成は、以下のとおりである。

序章において研究の目的や意義を述べたあと、続いて第 1 章では、会計環境要因や IFRS 適用に関する先行研究を整理した上で、本論文での分析視角を提示し、米国、EU、オーストラリア、日本と中国の IFRS の「適用方法」の比較研究を行っている。

第 2 章では、IFRS 適用対象に関する先行研究の検討から出発し、中小企業・公的機関を適用対象として加えた分析のフレームワークを提示し、米国、EU、オーストラリ

ア、日本と中国における IFRS の「適用対象」の比較研究を行っている。

第 3 章では、IFRS とのコンバージェンスを実際に推進してきた中国の会計基準設定主体である財政部・中国会計基準設定委員会（CASC）の設立の経緯や設立後の活動を検討し、中国が IASB や諸外国との間に形成してきた相互関係を、会計基準設定主体レベルで政治および経済という視点から分析した。

第 4 章では、会計基準レベルでの中国の IFRS への対応を検討している。先行研究を検討したうえで、中国の 2006 年以前の IFRS への対応を概説したのち、2007 年に施行された中国新会計準則の設定の背景、内容、特徴を整理し、中国の新会計準則と IFRS との間に未だに存在する差異について詳細に分析している。

第 5 章では、中国の会計実務を分析した先行研究を検討したうえで、2007 年の新会計準則の適用が企業の会計数値に与えた影響を、中国国内の全上場企業約 1,600 社に焦点を当てて検討している。新会計準則のもとでの会計数値と IFRS のもとでの会計数値の差異と差異を生み出す原因となっている項目を抽出し、とりわけ差異の影響が大きい「公正価値」および「企業結合」といった会計処理項目については、具体的事例として取り上げ詳細に分析している。

第 6 章では、2007 年の中国新会計準則施行が企業の会計数値に及ぼした影響および企業の海外上場という企業行動に及ぼした影響を、海外上場中国企業（とりわけ、ニューヨーク証券取引所上場企業）に焦点を当てて分析している。

以上の分析を踏まえたうえで、結章では、国内に 2 つの会計基準が併存している問題、新会計準則と IFRS の同等性の問題、会計基準設定の適時性の問題、職業会計士育成の問題、新興国のロールモデルとなることに伴う問題、米国の IFRS への対応による中国企業への影響の問題などを指摘している。

論文審査の結果の要旨

本審査委員会は、2012 年 1 月 23 日（月）15:00～18:30 に、外部審査委員として徳賀芳弘教授（京都大学）を迎えて、審査委員会および博士学位論文発表会（公聴会）を開催した。ともに、申請者が論文内容についての概略をプレゼンテーションしたのちに、研究内容に関する質疑応答が行われた。

本審査委員会では、「コンバージェンス」や「適用」といった概念や中国における IFRS の「国家化」という考え方、中国における公正価値適用上の問題について質問が出されたほか、さらにはニューヨーク証券取引所上場中国企業が、IFRS 採用を認められているにもかかわらず米国会計基準を選択しているのはなぜかといった具体的な質問がなされた。

それと同時に、次のような課題も提示された。

- 先行研究の検討がなされているが、その目的意識を明確にし、関連する先行研究のなかでの本論文の位置づけについてより明白に記述する必要があるのではないか。
- 中国制度および実務における IFRS 適用に関する興味深い事実をいくつか指摘して

いるが、それはなぜそうであるのかという因果関係との関わりを強調しながら記述すれば、学術的に説得力が増すのではないか。

〔試験（試問）の結果の要旨〕

上記の本審査委員会および公聴会での口頭試問を踏まえて、判定会議では、まず申請者の博士論文の完成度が、総じて高いものであることが確認された。とりわけ、中国政府が中国新会計準則と IFRS の間の制度上の差異とは認めていないが、実務上では実際に企業の会計数値上の相違として現れていることを中国全上場企業の分析を通じて明らかにした点や、ニューヨーク証券取引所上場中国企業による IFRS、米国基準、中国基準間の会計基準選択行動について明らかにした点について研究上の貢献が大きいこと、さらには日本語での論理展開が優れていることも評価された。申請者が今後アカデミックポストを求めて研究を継続させていくうえで、前述のような課題に取り組みながら今後どのような研究を展開していくのか期待されるとの旨の発言もなされた。

以上のように、本論文は博士学位論文において求められるレベルを十分に満たす論文となっており、口頭試問においても審査委員やオーディエンスを納得させるだけの十分な回答がなされたこと、さらには本論文第 2 章、第 3 章、第 6 章で示された研究成果の一部がすでに国内外のジャーナルで 3 編の論文として公表済みまたは投稿中であることなどを総合的に判断した結果、委員会は全員一致で博士（学術）の学位を授与することが妥当であると結論付けた。

(v+213 頁；主要参考文献 147 本)